

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 [名 称]

この法人は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（略称 B リーグ）といい、英文では Japan Professional Basketball League（略称 B. LEAGUE）と表示する。

第 2 条 [事務所]

この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 [目 的]

この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会の傘下団体として、プロバスケットボール（この法人の正会員となった団体に所属するバスケットボールチームが業務として行うバスケットボールをいう。以下同じ）を通じて日本におけるバスケットボールの競技力の向上及びバスケットボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第 4 条 [事 業]

(1) この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① プロバスケットボールの試合の主催および公式記録の作成
- ② プロバスケットボールに関する諸規約の制定
- ③ プロバスケットボールの選手、指導者および審判員等の養成および登録
- ④ プロバスケットボールの試合の施設の検定および用具の認定
- ⑤ 放送等を通じたプロバスケットボールの試合の広報普及
- ⑥ バスケットボールおよびバスケットボール技術に関する調査、研究および指導
- ⑦ プロバスケットボールの選手、監督および関係者の福利厚生事業の実施
- ⑧ バスケットボールに関する国際的な交流および事業の実施
- ⑨ バスケットボールをはじめとするスポーツの振興および援助

- ⑩ 機関紙の発行等を通じたプロバスケットボールに関する広報普及
- ⑪ その他目的を達成するために必要な事業

(2) 前項各号の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会 員

第5条〔法人の構成員〕

(1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。

① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、または法人で下記にあたるもの

(a) B1リーグ会員（以下「B1会員」という）

B1リーグ（競争力等において最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人

(b) B2リーグ会員（以下「B2会員」という）

B2リーグ（競争力等においてB1リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人

(c) 特別会員

第22条第2項の規定により理事長（チェアマン）に選定された者

② 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人

③ 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で会員総会の決議をもって推薦された者

(2) 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

第6条〔会員の資格の取得〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長（チェアマン）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第7条〔入会金および会費〕

- (1) 正会員または賛助会員になろうとする者は、会員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- (2) 正会員または賛助会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (3) 個人である正会員または名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(4) 特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

第8条〔任意退会〕

- (1) 正会員は、退会しようとする場合、その退会希望日の1年以上前の6月30日までに、Bリーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第9条〔除名〕

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て、理事長（チェアマン）が除名することができる。
 - ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - ② この法人の会員としての義務に違反したとき
 - ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) 理事長（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第10条〔会員資格の喪失〕

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 総正会員が同意したとき
- ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
- ③ B1会員およびB2会員については、B1リーグおよびB2リーグのいずれにも所属しなくなったとき
- ④ 特別会員については、理事長（チェアマン）を退任しまたは解職されたとき

第11条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名され、あるいは資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第4章 会 員 総 会

第12条〔構 成〕

会員総会は、すべての正会員をもって構成する。会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第13条〔権 限〕

会員総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 名誉会員および顧問の推薦
- ③ 理事および監事の選任または解任
- ④ 理事および監事の報酬等の額
- ⑤ 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 解散および残余財産の処分
- ⑧ 理事会規程第4条1項乃至5項の変更
- ⑨ その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第14条〔開 催〕

定時会員総会を毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を随時開催する。

第15条〔招 集〕

- (1) 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長（チェアマン）が招集する。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長（チェアマン）に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

第16条〔議 長〕

- (1) 会員総会の議長は理事長（チェアマン）がこれにあたる。
- (2) 理事長（チェアマン）が欠けたとき、または理事長（チェアマン）に事故があるときは、理事長（チェアマン）が予め指名したものがこれにあたる。

第 17 条〔議決権〕

会員総会における議決権は、1 正会員につき 1 個とする。

第 18 条〔決 議〕

- (1) 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
 - ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (4) 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第 1 項および第 2 項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。

第 19 条〔決議の省略〕

理事または正会員が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会決議があったものとみなす。

第 20 条〔議事録〕

- (1) 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

第 21 条〔役員の設定〕

- (1) この法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 10 名以上 18 名以内
 - ② 監事 2 名以内

- (2) 理事のうち1名を理事長（チェアマン）とし、1名を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- (3) 前項の理事長（チェアマン）をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事および常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第22条〔役員を選任〕

- (1) 理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。
- (2) 理事長（チェアマン）、副理事長、専務理事および常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (4) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）および会員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）、ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第23条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 理事長（チェアマン）は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事および常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- (3) 理事長（チェアマン）、副理事長、専務理事および常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条〔監事の職務および権限〕

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第25条〔役員任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第 26 条〔役員解任〕

理事および監事は、いつでも、会員総会の決議によって解任することができる。

第 27 条〔役員報酬等〕

理事および監事の報酬は、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 28 条〔取引制限〕

(1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 29 条〔責任免除または限定〕

(1) この法人は、役員一般・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理 事 会

第 30 条〔構成〕

- (1) この法人に理事会を置く。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 31 条〔権限〕

- (1) 理事会は、次の職務を行う。
 - ①この法人の業務執行の決定
 - ②理事の職務の執行の監督
 - ③理事長（チェアマン）および業務執行理事の選定および解職
- (2) 前項に定めるほか、理事会に関する事項は、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

第 32 条〔招 集〕

理事会は、理事長（チェアマン）が招集する。

第 33 条〔議 長〕

理事会の議長は、理事長（チェアマン）がこれに当たる。

第 34 条〔決 議〕

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 35 条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 出席した理事長（チェアマン）および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 実行委員会

第 36 条〔実行委員会〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の決議に基づき実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第 8 章 資産および会計

第 37 条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

第 38 条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（チェアマン）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (2) 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

第 39 条〔事業報告および決算〕

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長（チェアマン）が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
- ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 正味財産増減計算書
 - ⑤ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号は、定時会員総会で報告し、第 3 号、第 4 号および第 6 号の書類については、定時会員総会で承認を受けなければならない。
- (3) 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
 - ② 理事および監事の名簿
 - ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ④ 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 40 条〔公益目的取得財産残額の算定〕

理事長（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更および解散

第 41 条〔定款の変更〕

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

第 42 条〔解 散〕

この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第 43 条〔公益認定取消しに伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第44条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第45条〔公告の方法〕

- (1) この法人の公告は、電子公告により行う。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 顧問

第46条〔顧問〕

- (1) この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- (2) 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により理事長（チェアマン）が委嘱する。
- (3) 顧問は、重要事項について理事長（チェアマン）または理事会の諮問に応じる。
- (4) 顧問は無報酬とする。

第12章 事務局

第47条〔事務局〕

- (1) この法人の業務を実行するため、事務局を置く。
- (2) 事務局長は、理事会の決議により選任する。
- (3) 事務局に必要な職員を置く。

第13章 補則

第48条〔委任〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長（チェアマン）が定める。

附 則

1. 本定款は、公益認定を受けた日から施行する。

〔改正〕

平成27年4月21日

平成27年6月24日

平成27年7月30日

平成27年11月25日